

令和8年第6回 琴浦町教育委員会定例会 日程【成議書】

と き：令和8年5月26日（木）13:30～

ところ：まなびタウンとうはく第2会議室

1 開 会

2 前会議録の承認【承認】

3 会議録署名委員の指名（森田委員、吉川委員）

4 教育長あいさつ

5 各課報告

（1）教育総務課

- ・中学生職場体験学習の実施について
- ・主な学校関係行事

（2）社会教育課

- ・琴浦町図書館ボランティア募集について
- ・移動図書館車の巡回について
- ・令和8年度ことうら中高生サークル活動について
- ・東伯総合公園サッカー場竣工式及びキックオフイベントの実施について

（3）人権・同和教育課

- ・令和8年度琴浦町人権・同和教育推進協議会総会の開催について
- ・小学生・中学生解放「学習会」の開級式について（赤碕文化センター）
- ・赤碕文化センター高圧気中負荷開閉器・高圧ケーブル取替修繕事業について

6 報告事項

報告第5号 臨時代理（建設工事請負変更契約の締結について〔旧以西小学校改修工事〕）

7 議 事

議案第31号 琴浦町都市公園条例の一部改正について【承認】

議案第32号 琴浦町教育委員会会議規則の一部改正について【承認】

議案第33号 令和8年度補正予算要求（6月補正）について【承認】

議案第34号 琴浦町社会教育委員の委嘱について【同意】

議案第35号 琴浦町図書館協議会委員の委嘱について【同意】

8 その他

- (1) 琴浦町前期計画訪問について
- (2) 生徒指導報告について

9 閉 会

【次回の予定】 定例会：令和8年6月29日（月）9時30分～

6月定例教育委員会
教育長 河原裕司

- 全国での「出生数の減少の15年前倒し」は、小学校等の再編も「前倒し」せざるを得ないと考えられるが、当分再編はないとする従前の考えのままでよいのか。(押本 昌幸議員)
- 令和に入って出生数が100人を切ってきた状況が続いているが、今後もこのような状況が続いていけば、小学校等の再編が考えられるが、再編計画は動き出しているのか。今後の対応計画は。(小椋 正和議員)

【答弁】

想定より早く出生数が減少しています。

出生数を校区別に見ると、令和14年度に鳥取県の学級編制基準で複式学級となる小学校が出てくる見込みです。

子どもたちが集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくためには一定の規模が必要だとされていますが、今後の状況を踏まえた上で、子どもたちの教育条件、つまり教育設備、教育費、学習環境、サポート体制等の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するためにはどうしていくべきか、今年度その検討に向けた準備に入ります。

【その他の答弁概要】

- 学校は地域コミュニティの核として、防災、地域の交流の場など、多くの機能も併せ持っており、地域の事情によって、小規模校として存続させることが必要な場合もあり、「学校統合ありき」の検討は考えていない。
- まずは、学校教育の目的や目標をより良く実現するためにはどうしていくべきか検討したい。
- 審議会への諮問に加えて、広く地域住民の意見を集めることも想定している。
- 地域拠点機能の視点を含めた審議内容の整理、意見集約の方法、構成員や審議体制等について、情報収集、準備していく必要がある。

「地域とともにある学校」への変換

令和8年5月8日

教育長 河原裕司

学校は、子どもたちや教職員、保護者、地域の人々などにより構成される一つの「社会」です。子どもたちは、その「社会」の中で、様々な人と関わり合いながら学び、その学びを通して、自分の存在が認められるという肯定感や、自分の活動によって何かをよりよく変えたり、地域等に貢献したりすることによって有用感をもつことができます。そして、毎日の生活を築き上げていく場であるとともに、将来社会に貢献する豊かな大人になるための準備期間としての場です。

したがって、学校で送る日々の取り組みを通して、新しい時代を切り拓いていくために必要な資質や能力を育むためには、学校が地域や社会と接点を持ちつつ、多様な人々とのつながりを保ちながら学ぶことのできる環境となることが不可欠です。

同時に、学校が抱える複雑化、困難化した課題の解決にむけて、よりよい環境を整えていくためには、地域の人々や関係機関との連携・協働も不可欠です。

このため、地域の人々や関係機関と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「**地域とともにある学校**」へと変換することが求められています。

そこで、学校における地域との連携・協働体制を組織的・継続的に確立する観点から、令和5年度に全ての小中学校にコミュニティ・スクールを導入しました。

「**地域とともにある学校**」での学びが、子どもたち自身の生き方や地域貢献につながっていくとともに、地域総がかりで子どもの成長を支援、応援していくことで、地域に「絆」が生まれ、地域活性化の基盤となることも期待されています。

そのための新しい学校の姿と、求められる教育の姿を描き、具現化に向けて探求し、実践していただきますようよろしくお願いいたします。

■不登校の対策について

学校の「教育活動の充実」と、「支援体制の充実」の両輪で進めていくことが重要であると考えています。

まず、「教育活動の充実」について、児童生徒が仲間同士で話し合ったり協力したり、人と人とのつながりを大切にしながら活躍できる場面、自己表現できる場面、認められる場面を意識しながら、自己肯定感・自己有用感が感じられる教育活動を積み重ねていくことが重要です。学校が楽しいと思える「温かい学級づくり」、「分かる授業の実施」「学級活動、生徒会活動、学校行事といった特別活動の充実」など、教職員は、日々より良い教育活動にするために、知恵を出し合い、話し合い、協力しながら丁寧な準備を行い、児童生徒を中心に据えた教育活動に汗を流しています。

次に、「支援体制の充実」です。不登校の要因・背景はそれぞれ違います。管理職、担任、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、SCなどの校内教職員のみならず、教育委員会配置のSSWも頻繁に学校と連携して、早期対応、個別支援のために、定期的、また必要に応じて対応会議や、当該児童生徒や保護者を交えた支援会議を開催しながら、PDCAサイクルで支援・対応を続けています。

不登校が続いている児童生徒には、継続的な個別支援が必要です。まず、当該児童生徒の「居場所づくり」が必要です。校内であれば、当該児童生徒と保護者と話し合いを行いながら、相談室、空き教室などで安心して過ごせる場所をつくり、少しずつ友だちとの交流機会や、個別学習を増やししながら、エネルギーや自信を高める、そのような支援を広げていくことを意識しながら取り組んでいます。校外でも、当該児童生徒、保護者が希望すれば、フリースクールや中部こども支援センター、教育支援センター(ハートフル)の自宅学習支援事業などでの学習・活動を通して、自立につながる支援を学校と連携して進めています。

加えて、役場関係課、児童相談所、医療機関等の外部機関と連携をとりながら、多面的に専門家の視点も交えながら見立ても行い、支援を行っているところです。

令和8年5月教育委員会定例会報告

教育総務課

1. 中学生職場体験学習の実施について
 期日：令和8年6月16日（火）～18日（木）
 対象：中学2年生

令和8年度 職場体験学習受入事業所

(順不同)

わくわく東伯	ワクワク赤碕
大山乳業農業協同組合 (有)東和 琴浦町立しらとりこども園 琴浦町社会福祉協議会 琴浦大山警察署 役場各課 ヤクルト東伯センター (株)伊藤建設 たかうな リバースファーム 学校給食センター ヤマダ電気グループヤマダアウトレット東伯店 宝製菓 東伯(S S)遠藤石油(株) (財)みどり保育園 琴浦町立こがねこども園 琴浦町立やばせこども園 パティスリーモンテ 陽だまりの家ことうら 陽だまりの家とうはく 琴浦消防署 琴浦町図書館 TCC 鳥取中央有線放送 中部花壇アパート店 あぐりポート琴浦 自衛隊 セブーンイレブン琴浦逢東店 中華料理 味園 ファッションセンターしまむら ENEOSセルフ東伯SS くらみつ自動車工業 小松農園 旭東電気(株)鳥取事業所浦安工場	JA アグリポート琴浦 東宝ストア赤碕店 和星水産 スタジオU&いちだ理髪店 琴浦町社会福祉協議会赤碕支所 琴浦町立ふなのえこども園 琴浦町琴浦こども園 百寿苑 畜産試験場 家畜改良センター鳥取牧場 県立船上山少年自然の家 琴浦町給食センター 自衛隊 琴浦消防署 琴浦大山警察署 赤碕トランスネット 赤碕ダイハツ 赤碕オート 若松組 井木組 馬野建設 高野組 瑞光明 田中商店 鳥果運輸 TCC

2. 主な学校関係行事

5/30	赤碕中学校運動会
6/5	町内小中学校一斉公開
6/7	サマーブラスコンサート
6/11～12	中学総体中部地区予選
6/16～18	中学生職場体験学習
6/25～26	小学校修学旅行

1 琴浦町図書館ボランティア募集について

琴浦町図書館では、図書館活動の手伝いをしてくださるボランティアを募集しています。（別紙参照）

目的：町民の知識や技能を図書館で活かし、町民の活躍の場を提供するとともに、図書館への理解を促す。

対象：主に町民

活動時間：図書館の開館時間のうち、活動が可能な時間

活動場所：琴浦町図書館

申込み期間：随時加入可能

申し込み方法：要領を確認の上、図書館本館に申込書を提出。

※ボランティア保険に加入（費用は図書館負担）

2 移動図書館車の巡回について

12月に運行開始予定の移動図書館車の巡回先について、まずは公共施設に照会し、運行ルートを作成します。

運行状況を見ながら、巡回場所の追加など見直しも行う予定です。

対象：学校、こども園・保育園、公民館

巡回日：火曜日～金曜日

巡回頻度：2週間に1度

※イベント等への一時的な巡回も受け付けます。（休館日を除く開館時間内）

3 令和 8 年度ことうら中高生サークル活動について

今年度、町では中高生サークルの立ち上げを目指し、各中学校にチラシを配布し募集しています。

目的：中高生の交流の場、中高生の「やってみたい」という意欲を尊重しながら、地域の中で活動・実践する場、自ら楽しんで活動できる場の提供。自分たちでも「できる！」を体験するきっかけづくり。

対象：琴浦町在住の中学生、高校生

活動日：令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月の土曜日午後（年 8～10 回程度）

第 1 回：6 月 6 日（土）13：30～15：30

活動場所：まなびタウンとうはく内

申込み：5 月 26 日（火）まで（随時加入可）

4 東伯総合公園サッカー場竣工式及びキックオフイベントの実施について

（詳細は別紙のとおり）

琴浦町図書館

ボランティア募集

本や図書館が好きな方、人との交流や地域貢献に関心がある方、図書館でボランティア活動をしてみませんか？

どなたでも
初心者も歓迎

いつでも
短い時間でもOK!

無理なく
できることから



活動内容

本に関すること

- ・ 本棚の整理
- ・ 本の補修

など

行事の補助

- ・ 準備や片づけ
- ・ データ入力

など

環境美化

- ・ 掲示物作成
- ・ 館内清掃

など

※要領をご確認の上、お申込みください。

【問い合わせ・申込み先】

琴浦町図書館本館

689-2303

東伯郡琴浦町徳万266-5

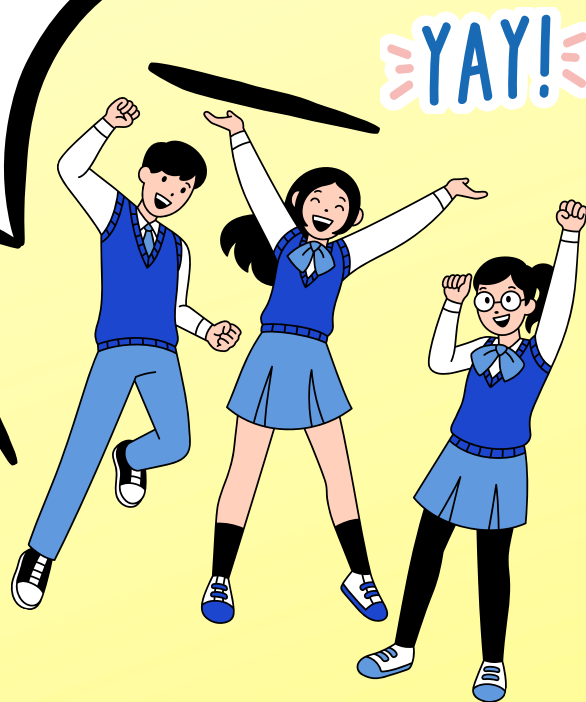
TEL0858-52-1115



要領などの詳細は、
図書館HPから↑

令和8年度 ことうら
中高生サークル
会員募集中!

やってみたいこと
ワクワクすること
やってみよう!



活動内容

みんなでやってみたいこと等を話し合い、実行してみます。

対象

琴浦町在住の中学生、高校生

活動日

令和8年6月～令和9年3月 年10回程度（土曜日午後予定）

※第1回を、6月6日(土)13:30～15:30に開催予定です。

まなタンこどもまつり(8月9日(日))で1コーナーを企画してみよう!!

活動場所

まなびタウンとうはく（琴浦町徳万266-5）

（会場変更の場合あり）

申込み

5月26日(火)までに、下の申込書を社会教育課（まなタン3階）
まで提出、又は下の二次元コードから申し込んでください。

電話52-1161



ことうら中高生サークルに参加します

学校名： _____ 学校、学年 _____ 年

氏名： _____

連絡先（電話）： _____

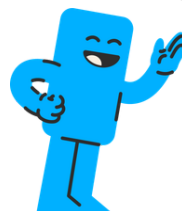
住所： _____

保護者名： _____

案内を郵送しますので、地番までお願いします

締切：5月26日（火）

こちらから
申込みできます



東伯総合公園サッカー場キックオフイベントについて

社会教育課

1 趣旨

令和8年6月末に完成予定の人工芝サッカー場を関係者・団体及び地域の方々にお披露目する機会として、また、サッカーのみならず、多世代にわたり、本施設の多様な活用の可能性について内外にアピールする機会として開催する、東伯総合公園サッカー場キックオフイベントについて報告するもの。

2 イベントの内容

- (1)日時 令和8年6月20日(土) 9:00~15:00
- (2)場所 東伯総合公園人工芝サッカー場及び中央広場
- (3)内容 ◎午前・午後の2部制により実施

第1部	9:00	竣工式	竣工式、くす玉割り、キックインセレモニー
	9:45	サッカー教室 記念試合	プロ選手によるサッカー教室(定員80人) 町内スポ少チーム vs シニアチーム (~12:30頃まで)
		◎昼前後は中央広場で町内飲食店による出店	
第2部	13:00	谷川CCの準備運動	準備運動、ストレッチ
	13:15	3ブースで体を動かす イベント実施 ①親子でいっしょにへ んてこボール遊び ②谷川CCのストレッ チ教室 ③グラウンドゴルフ& ニュースポーツコーナ ー	①ラグビーボールを使った体を動かす遊び(倉 吉ラグビースクール) ②ヨガマットを使用したストレッチ(20分×3 回) ③スポーツ推進委員によるブース ホールインワンチャレンジ、モルック等
	15:00	サッカー場開放	自由に利用可能(16:30まで)

◎雨天時は、第1部のみの縮小開催とし、雷を伴う場合は中止

令和8年5月 教育委員会定例会報告

人権・同和教育課

1 令和8年度琴浦町人権・同和教育推進協議会総会の開催について

○協議会の目的

人権・同和教育及び啓発を積極的に推進し、部落問題をはじめとするあらゆる人権問題・課題の正しい理解と認識を広げ、町民及び関係者一人ひとりの参加による、人権が尊重され誰もが安全に安心して暮らせる住みよい琴浦町の実現を図る。

○総会日時・会場 令和8年6月1日（月）19:00～20:30
まなびタウンとうはく多目的ホール

○協議事項

- ・令和7年度事業報告並びに決算について
- ・令和8年度事業計画（案）並びに予算（案）について
- ・その他 総会終了後、研修会（コミュニケーションについてのDVD視聴）

2 小学生・中学生解放「学習会」の開級式について（赤碕文化センター）

赤碕文化センター中学生開級式：5月20日実施（小学生開級式は5月28日予定）

開催曜日・期間：小学生は毎週木曜日 17:00～18:00 1月28日まで

中学生は毎週水曜日 17:00～18:00 1月27日まで

○解放「学習会」の意義

人は大切にされなければならない存在であるという気づきから、生まれ育ったふるさとを誇りにもち、お互いを尊重し合える仲間の輪を広げ、自らが生活と進路を切り拓くために解放「学習会」を行います。

○学習会の目的 … 学習の3つの柱：教科学習、人権学習、仲間づくり

- ・自分や人を大切にし、お互いを認め合える仲間をつくる。
- ・ともに学び行動することで、生活の中にある問題に気づき、解決していこうとする力をつける。
- ・様々な体験・活動をとおして、人権感覚、人権意識を養い「人権尊重のまち 琴浦町」を担う児童・生徒を育成する。

<参考>東伯文化センターは開級式なし。

小学生・中学生とも毎週木曜日6月11日から2月18日まで。

（小学生 17:00～18:00、中学生 18:00～19:00）

3 赤碕文化センター高圧気中負荷開閉器・高圧ケーブル取替修繕事業について
令和7年度予算の上記事業について、繰り越し実施しました。

○事業費 1,981,000円

○繰越理由 停電作業が伴う工事で、年度内に停電日程の調整が困難であったため、
工期の延長が必要となった。

報告第5号

臨時代理（建設工事請負変更契約の締結について〔旧以西小学校改修工事〕）

建設工事請負変更契約の締結について〔旧以西小学校改修工事〕について、琴浦町教育委員会教育長への事務委任規則（平成16年琴浦町教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により臨時に代理したので、同条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

なお、この件については令和8年琴浦町議会6月定例議会に報告します。

令和8年5月26日 報告

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

【参考】琴浦町教育委員会教育長への事務委任規則

（臨時代理）

第3条 教育長は、前条第1項各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条第1項各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

建設工事請負変更契約の締結について

[旧以西小学校改修工事]

令和 8 年 3 月 1 2 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和7年7月25日付の当初契約で議決を得た、旧以西小学校改修工事について、「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

○第1回変更契約後

工 事 名：旧以西小学校改修工事

工 事 場 所：琴浦町大字宮木239-1

工事完成期限：令和8年3月13日

請 負 金 額：83,039,000円

契約の方法：指名競争入札

契 約 者：【氏名】馬野建設 株式会社

【住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1840番地1

【代表者氏名】代表取締役社長 馬野 慎一郎

変更後	変更前
請 負 金 額 <u>一金 83,039,000 円</u>	請 負 金 額 <u>一金 80,960,000円</u>

備考 変更部分は下線の部分である。

※2,079,000円の増額

【増額の主な理由】

既存の劣化箇所に対する修繕の追加、現場にあわせた仕様や施工方法の変更によるもの。

その他正測精査による増工によるもの。

議案第 31 号

琴浦町都市公園条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町都市公園条例の一部を改正する議案を令和 8 年 6 月琴浦町議会定例会に提出することについて、地方教育行政の組織および運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 29 条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和 8 年 5 月 26 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 8 年 月 日

琴浦町教育委員会

令和8年琴浦町条例第 号

琴浦町都市公園条例の一部を改正する条例

琴浦町都市公園条例(平成16年琴浦町条例第174号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第3(第16条関係)						別表第3(第16条関係)					
区分	金額					区分	金額				
	単位	使用料	電灯料				単位	使用料	電灯料		
略						略					
琴浦町サッカー場	1時間	町内者	全面	2,200円	全灯1,800円、半灯900円	琴浦町サッカー場	1時間	町内者		660円	
			半面	1,100円	全灯900円、半灯450円						
		町外者	全面	4,400円	全灯3,600円、半灯1,800円			町外者		1,320円	

				00円				
		半 面	2,2 00 円	全灯 1,800 円、半 灯 900 円				
備考 略					備考 略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 2 号

琴浦町教育委員会会議規則の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町教育委員会会議規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 5 月 2 6 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 8 年 月 日

琴浦町教育委員会

令和8年琴浦町教育委員会規則第 号

琴浦町教育委員会会議規則の一部を改正する規則

琴浦町教育委員会会議規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(会議の順序) 第6条 会議は、おおむね次の順序で行う。 (1) 略 (2) 前会議録の承認 (3)～(7) 略 (会議録) 第39条 会議録には、出席委員が署名しなければならない。 2 略	(会議の順序) 第6条 会議は、おおむね次の順序で行う。 (1) 略 (2) 前 <u>会</u> 会議録の承認 (3)～(7) 略 (会議録) 第39条 会議録には、出席委員 <u>及びこれを調製した職員</u> が署名しなければならない。 2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

令和 8 年度補正予算要求（6 月補正）について

令和 8 年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和 8 年 5 月 26 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 8 年 月 日

琴浦町教育委員会

令和8年度 事業説明書 (1号補正)



一般会計

1 基本情報

事業番号	245	事業名	教育委員会事務局費	事業区分	□新規 ■継続	
担当課	教育総務課		担当係	総務係		
予算区分	款	9 教育費	項	1 教育総務費	目	2 事務局費
まちづくりビジョン	(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり			① 子どもの成長に寄り添い、まちの特色を活かした教育の推進		

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
補正前予算現計	17,740	0	768	1	8,000	8,971		
今回補正額	750	0	249	0	0	501		
補正後予算額	18,490	0	1,017	1	8,000	9,472		
前年度予算額	38,713	(比較：△20,223)			前々年度決算額	35,339	(比較：△16,849)	

3 補正予算の概要

補正予算の概要	フリースクール利用希望に対応するため、2人分の補助金を追加する。			
細事業等	補正予算の内容	財源内訳	補正額 (千円)	補正前予算現計
フリースクール利用料助成事業	フリースクール利用希望に対応するため、2人分の補助金を追加する。 ・補助金 750千円 (2人×34,080円 (上限) /月×11月)	県249、町496	750	2,294
	合計		750	
その他事業内容				

令和8年度 事業説明書 (1号補正)



一般会計

1 基本情報

事業番号	246	事業名	ALT配置事業		事業区分	□新規 ■継続	
担当課	教育総務課		担当係	総務係			
予算区分	款	9 教育費	項	1 教育総務費	目	2 事務局費	
まちづくりビジョン	(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり			④ グローバルな社会で活躍できる人材の育成			

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
補正前予算現計	7,232	0	0	0	5,600	1,632		
今回補正額	298	0	0	0	0	298		
補正後予算額	7,530	0	0	0	5,600	1,930		
前年度予算額	7,870	(比較：△340)			前々年度決算額	7,122	(比較：408)	

3 補正予算の概要

補正予算の概要	東伯ハイツ改修工事に伴い、ALTの一時転居にかかる家財移転費用を計上する。			
細事業等	補正予算の内容	財源内訳	補正額(千円)	補正前予算現計
中学校ALT配置事業	東伯ハイツ改修工事に伴い、ALTの一時転居に係る家財移転費用を追加する。 ・手数料 298千円(149千円×2回)	単町	298	1,442
	合計		298	
その他事業内容				

令和8年度 事業説明書 (1号補正)



一般会計

1 基本情報

事業番号	256等	事業名	一般経常経費 (小学校)		事業区分	□新規 ■継続	
担当課	教育総務課		担当係	総務係			
予算区分	款	9 教育費	項	2 小学校費	目	1 学校管理費	
まちづくりビジョン	(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり			② 子どもたちが安心して遊び、学べる環境づくり			

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
補正前予算現計	114,248	0	0	995	47,400	65,853		
今回補正額	189	0	0	0	0	189		
補正後予算額	114,437	0	0	995	47,400	66,042		
前年度予算額	68,424	(比較：46,013)			前々年度決算額		83,932	(比較：30,505)

3 補正予算の概要

補正予算の概要	資材高騰のため、赤碓小学校図書館空調修繕費を当初予算より増額する。			
細事業等	補正予算の内容	財源内訳	補正額 (千円)	補正前予算現計
小学校施設管理	資材高騰のため、赤碓小学校図書館空調修繕費を当初予算より増額する。 ・修繕料 189千円 (当初予算567千円)	単町	189	60,331
	合計		189	
その他事業内容				

令和8年度 事業説明書 (1号補正)



一般会計

1 基本情報

事業番号	277等	事業名	一般経常経費 (中学校)		事業区分	□新規 ■継続	
担当課	教育総務課		担当係	総務係			
予算区分	款	9 教育費	項	3 中学校費	目	1 学校管理費	
まちづくりビジョン	(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり			② 子どもたちが安心して遊び、学べる環境づくり			

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
補正前予算現計	47,066	0	0	1,168	11,900	33,998		
今回補正額	3,930	0	0	79	0	3,851	全国町村会共済金79	
補正後予算額	50,996	0	0	1,247	11,900	37,849		
前年度予算額	80,531	(比較：△29,535)			前々年度決算額	33,192	(比較：17,804)	

3 補正予算の概要

補正予算の概要	4月の強風で被害を受けた赤碓中体育館の修繕費用を計上する。 東伯中学校技術室等空調新設工事における変更及び工事延期に係る費用を計上する。			
細事業等	補正予算の内容	財源内訳	補正額 (千円)	補正前予算現計
中学校施設管理	<p>○4月の強風で被害を受けた赤碓中体育館の外壁トタンを修繕する。 ・修繕料 158千円</p> <p>○東伯中学校技術室等空調新設工事について、繰越事業でありR8年度労務単価での再積算、現地精査結果による変更及び登下校時の安全のため隣接道路への電線管理設工事を夏休み期間に実施するための工期延期など変更対応を行う。 ・東伯中学校技術室等空調新設工事 (増額分) 3,772千円</p> <p>(主な変更点) ・R8労務単価での再積算 ・現地精査による変更 屋上配管時の転落防止措置追加 技術室窓アルミパネル変更 等 ・工期を8月末まで延期 (諸経費の増額)</p>	その他79、町3,851	3,930	20,908
	合計		3,930	
その他事業内容				

令和8年度 事業説明書 (1号補正)



一般会計

1 基本情報

事業番号	351	事業名	東伯総合公園管理事業		事業区分	□新規 ■継続	
担当課	社会教育課		担当係	社会体育係			
予算区分	款	9 教育費	項	5 保健体育費	目	3 体育施設費	
まちづくりビジョン	(3) 誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり			⑥ 誰もが利用したくなる運動拠点施設の整備			

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
補正前予算現計	20,321	0	0	1,404	0	18,917		
今回補正額	0	0	0	2,864	0	△2,864	総合公園施設使用料	
補正後予算額	20,321	0	0	4,268	0	16,053	2,864	
前年度予算額	23,078	(比較：△2,757)			前々年度決算額		19,760	(比較：561)

3 補正予算の概要

補正予算の概要	東伯総合公園サッカー場の供用開始に伴い、年間使用料の見込み額を増額して財源として充当するため、財源組替を行うもの。			
細事業等	補正予算の内容	財源内訳	補正額 (千円)	補正前予算現計
東伯総合公園の管理運営	東伯総合公園サッカー場の供用開始に伴い、総合公園施設使用料(サッカー場使用料)の見込み額を増額して財源として充当するため、財源組替を行うもの。	その他 2,864、町 △2,864	0	20,321
	サッカー場使用料 2,864千円			
合計			0	
その他事業内容				

令和8年度 事業説明書 (1号補正)



一般会計

1 基本情報

事業番号	418	事業名	赤碓総合運動公園管理		事業区分	□新規 ■継続	
担当課	社会教育課		担当係	社会体育係			
予算区分	款	9 教育費	項	5 保健体育費	目	3 体育施設費	
まちづくりビジョン	(3) 誰もが生きがいをもち輝けるまちづくり			⑥ 誰もが利用したくなる運動拠点施設の整備			

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
補正前予算現計	6,523	0	0	708	0	5,815		
今回補正額	2,100	0	0	2,100	0	0	企業版ふるさと納税地方	
補正後予算額	8,623	0	0	2,808	0	5,815	創生基金2,100	
前年度予算額	6,130	(比較：2,493)			前々年度決算額		6,357	(比較：2,266)

3 補正予算の概要

補正予算の概要	企業版ふるさと納税を活用し、赤碓運動公園の設備を修繕するもの。 屋外ステージ、テニスコート等			
細事業等	補正予算の内容	財源内訳	補正額 (千円)	補正前予算現計
赤碓総合運動公園の管理運営	修繕料 2,100千円			
	テニスコート人工芝修繕 500千円			
	屋外ステージ ステージ用人工芝、他修繕 900千円	基金2,100	2,100	6,523
	屋外ステージ 照明修繕 700千円			
	合計		2,100	
その他事業内容				

議案第 34 号

琴浦町社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 2 項並びに琴浦町社会教育委員に関する条例（平成 16 年条例第 97 号）第 2 条第 2 項の規定により次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和 8 年 5 月 26 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 8 年 月 日

琴浦町教育委員会

1 社会教育委員の氏名等

		氏 名	備 考
1	変更前	御崎 智徳	琴浦町 PTA 連合協議会長
	変更後	浪花 博之	同上
2	変更前	キラंगा 典子	スポーツ推進委員
	変更後	市本 智子	同上

※生涯学習センター運営審議会委員を兼ねる。

2 任 期 令和8年5月26日～令和9年3月31日

議案第 35 号

琴浦町図書館協議会委員の委嘱について

図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 16 条並びに琴浦町図書館条例（平成 16 年条例第 98 号）第 3 条第 2 項の規定により、次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和 8 年 5 月 26 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 8 年 月 日

琴浦町教育委員会

琴浦町図書館協議会委員名簿

(任期：令和8年7月1日から令和10年6月30日)

氏名	区分	備考
中本 久美子	学識経験者	
松田 洋子	学識経験者	
倉光 雅彦	社会教育	
木山 美佐枝	家庭教育	
森田 澄恵	学識経験者	
尾古 俊文	学校教育	
河本 良子	学校教育	赤碕中学校
山崎 祥子	学校教育	浦安小学校
佐伯 真由佳	図書館関係	県立図書館

令和8年度 琴浦町教委計画訪問（前期）

日程等

期 日	学 校	日 程	教育局
6月29日（月） 午後	聖郷小学校	訪問時間	熊谷係長
		・ 13:15～13:45 学校経営等の説明	
		・ 13:50～14:35 5時間目の授業参観	
		・ 14:40～14:45 職員紹介（授業をしない職員）	
		・ 14:45～15:25 懇談会	
6月30日（火） 午前	船上小学校	訪問時間	中井指導主事
		・ 9:00～9:25 学校経営等の説明	
		・ 9:30～10:15 2時間目の授業参観	
		・ 10:20～10:25 職員紹介（授業をしない職員）	
		・ 10:25～11:05 懇談会	
7月6日（月） 午前	八橋小学校	訪問時間	熊谷係長
		・ 9:00～9:25 学校経営等の説明	
		・ 9:30～10:15 2時間目の授業参観	
		・ 10:20～10:25 職員紹介（授業をしない職員）	
		・ 10:30～11:10 懇談会	